

公 告

令和8年2月24日付け7瀬監第68号で行った地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定による監査結果に対して、同条第9項の規定に基づき、瀬戸市長から措置を講じた旨の報告があったので、同項の規定により公表する。

令和8年6月1日

瀬戸市監査委員 長谷川 利 忠

瀬戸市監査委員 伊 藤 勝 朗

瀬戸市監査委員 西 本 潤

瀬戸市職員措置請求に係る監査結果に基づき講じられた措置については、次のとおりである。

7 瀬コ第 1 3 8 号
令和 8 年 5 月 2 5 日

瀬戸市監査委員 長谷川 利忠 殿

瀬戸市監査委員 伊藤 勝朗 殿

瀬戸市監査委員 西本 潤 殿

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市職員措置請求書（住民監査請求書）に係る監査結果における
勧告事項に対する是正報告について（通知）

令和 8 年 2 月 2 4 日付け 7 瀬監第 6 8 号で通知された「瀬戸市職員措置請求書
（住民監査請求）に係る監査結果について」を受け、別紙のとおり勧告事項に係
る是正措置を講じましたので通知します。

是正報告

1 勧告事項

令和6年度瀬戸市公民館指定管理者業務に係る協議会決算について、事業報告書を精査し、結果生じた残金については協議会に返納させること。併せて、指定管理者制度初年度で混乱を招いた協議会運営につき、適正な実施体系を確立し、整理履行させるよう指導に関し、措置を講じること。

2 是正報告

令和6年度瀬戸市公民館協議会決算について、行事活動費支出における適当でない支出について、公民館協議会に対して、指定管理料における領収証を点検、再度の予算科目の洗い出し、仕訳を行うよう指導しました。

これにより令和6年度瀬戸市公民館協議会決算について、令和8年4月23日実施の瀬戸市公民館協議会定期総会において修正決算が承認されました。

同年4月24日付けで瀬戸市公民館協議会より、令和6年度事業報告書の修正報告として、令和6年度瀬戸市公民館の管理運営に関する業務の収支報告の修正報告を受け付けました。

この修正収支報告の内容確認を行うため、瀬戸市公民館協議会事務局の関係データ等の金額の精査したところ、修正決算においても、返納が生じるものでないことが認められましたので、これを同年5月20日に承認しました。

今回の勧告を受け、瀬戸市公民館協議会の運営にあたっては、協議会長をはじめ役員と市がこれまで以上に綿密に連携していくこととしました。

瀬戸市公民館協議会事務局の体制に関して、まず、事務処理能力を引き上げるよう指導し、人員増強を図ることとさせました。

また、予算管理に関しては、各公民館からの歳出入の仕訳データを瀬戸市公民館協議会事務局でモニタリング管理することで適正な仕訳、予算執行ができるようクラウドを導入しました。